




町民課

☎ 年金係 (127)

国民年金 年金額を増やす方法

● 年金額を増やすには…

老後に受け取れる国民年金は40年加入期間がある場合、満額で月に約66,000円です。これに会社員の方は厚生年金が上乗せされます。一方で、自営業やフリーランスの方には、ご自身で年金を上乗せする「国民年金基金」があります。そして、どなたでも加入できるiDeCo（個人型確定拠出年金）などがありますが、今回は国民年金の年金額を増やす方法を紹介します。

3 階部分	個人型年金 (iDeCo)		
	国民年金基金	企業年金	
2 階部分		厚生年金	
1 階部分	国民年金 (基礎年金)		
			
	自営業者等 (第1号被保険者)	会社員・公務員 (第2号被保険者)	専業主婦 (夫) (第3号被保険者)

📌 その1. 付加年金をかける

広報紙11月号で紹介しましたが、国民年金の第1号被保険者や任意加入被保険者の方が、定額保険料に付加保険料（月額400円）を上乗せして納めることで、年金額を増やすことができます。（**「200円×付加保険料を納めた月数」**が年金の年額に加算されます。）

📌 その2. 繰り下げ受給を選択する

65歳から受給することができる老齢基礎年金を、受給する時期を遅らせることで年金額を増やすことができます。（**1年遅らせることで8.4%ずつ年金の年額が増額**されます。例えば10年遅らせると84%の増額。）

📌 その3. 年金保険料を追納する

未納期間がある方や免除を受けたり、学生納付特例制度で猶予を受けたりした方は、年金保険料を追納することで年金額を満額に近づけることができます。（未納の場合は2年以内、免除・猶予を受けている場合は10年以内であれば追納ができます。）

📌 その4. 任意加入

国民年金を満額もらうためには、40年間の加入期間が必要ですが、未加入期間や学生納付特例制度で猶予を受けたなどで未納期間がある場合は、60歳以降に任意加入し、国民年金保険料を支払うことで満額に近づけることができます。ただし、加入できるのは65歳までです。

詳しくは「[日本年金機構ホームページ](#)」をご覧ください。